

第3次河内町行政改革大綱



平成 22 年 3 月

河 内 町

目 次

はじめに

第1 行政改革の基本的考え方

1. 行政改革の基本方針 1
2. 行政改革の推進期間 2
3. 行政改革の推進方法 2

第2 行政改革の具体的推進方策

1. 住民の立場に立った行政運営の確立 3
2. 効率的な行政運営の確立 4
3. 時代に即応した組織体制と人材育成 6
4. 行政運営における情報化の推進 8
5. 財政運営の健全化 9

第3 行政改革の推進に当たって

1. 町民の理解と協力 11
2. 近隣市町村との連携・協力 11

第4 行政改革大綱に掲げる具体的推進事項一覧

参考資料

- 行政改革推進委員会での主な意見
開催日 平成22年2月18日
- 河内町行政改革推進委員会設置要綱
河内町行政改革推進委員会名簿
- 河内町行政改革推進本部会設置要綱
河内町行政改革推進本部、幹事会名簿

はじめに

平成 20 年 9 月のリーマンショックを契機とした世界的経済危機の影響により依然として先が見えない社会経済状況であることに加え、国の「三位一体の改革」以降の地方交付税の大幅な削減等、地方行政における財源確保の見通もこれまで以上に厳しくなることが予想されます。

このような中、去る総選挙で野党第一党の民主党が衆議院の単独過半数を大きく上回る議席を獲得し、国政において歴史的な政権交代が行われました。

国の新政権においては、各般にわたる諸課題への抜本的見直しをはじめこれまでの政策の抜本的な転換が図られることは必至であることから、市町村を取り巻く地方自治制度についてもその在りようが大きく変わろうとしております。

本町では、平成 8 年 6 月に「河内町行政改革大綱」を策定し、効率的な組織・機構の確立を図るとともに積極的な行財政改革に取り組み、人件費をはじめとする経常経費等の削減等に努めるとともに更なる行財政改革の推進に向け、平成 17 年 11 月には「第 2 次河内町行政改革大綱」を策定し全庁的に行政内部の改革に取り組んでまいりましたが、平成 21 年度をもって 5 年間の実施期間が満了いたしました。

しかしながら、これまでも増して将来を見据え今後予想される諸課題に的確に対応し得る行政運営の確立に向け「第 3 次河内町行政改革大綱」を策定し、引き続き向こう 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）に渡って行財政改革を推進するとともに「第 4 次河内町総合計画」に掲げる町の将来像である「太陽が光かがやく水とみどりの調和した安心して暮らせるまち河内」の実現に向けたまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、「第 3 次河内町行政改革大綱」の策定にあたり「河内町行政改革推進委員会」の皆様から貴重なご意見を賜りましたこと、心からお礼申し上げますとともに、行財政改革の計画的な推進に向けご指導、ご協力をいただきますようお願いいたします。

平成 22 年 3 月

河内町行政改革推進本部長
河内町長 野 高 貴 雄

第1 行政改革の基本的考え方

1. 行政改革の基本方針

長引く景気の低迷、少子高齢化の進行、深刻化する環境問題など社会環境の大きな変動のなか、地方行政が果たす役割を担うため自立的で持続可能な行財政基盤の確立に向け行政運営全般にわたる改革を引き続き推進するため、次に掲げる3つを基本方針として行政改革に取り組んでいきます。

○住民の立場に立った行政運営の確立

行政情報をわかりやすく積極的に公開・提供することで一層の透明化を図るとともに、住民のくらしの視点に立った行政運営を推進するためより一層の窓口サービスの充実・向上はもとより、各種事務手続きの簡素・合理化による利便性の向上に努める。

また、住民からの意見・要望等を施策に反映するため住民との対話を進めるとともに積極的な行政参画を促し共感が得られる開かれた行政運営を推進する。

○社会環境の変化への柔軟な対応

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、環境問題の深刻化など社会環境の変化や、本格的な地方分権改革にともない地方における行政需要は量的・質的にも拡大するとともに多種多様化することが見込まれる。

これらの課題への対応はもとより、地方行政（地方政府）として地域における総合的な役割を担うため組織全体における事務・事業及び組織・機構等について随時見直しを行い柔軟に対応することで更なる効率化を推進する。

○自立的、持続的な財政基盤の確立

これまでの実績や前例にとらわれるのではなく、地方行政を取り巻く諸情勢の変化や地方行政として果たすべき役割を踏まえながら、各施策や事業の必要性や効果性などをもとに見直しを図るとともに、人件費についても定員削減や手当等の見直しによる歳出の一層の抑制に取り組みます。

また、自主的・自立的な行政運営の確保に向け経常的な歳入の確保が図られるよう使用料・手数料等の見直しを行うほか、税収等における収納率向上に向けた対策の一層の強化を図り限られた財源を効果的に配分できるよう努めていきます。

2. 行政改革の推進期間

この行政改革大綱は、平成 22 年度から概ね 5 年間で推進期間とし、期間中に取り組むべき課題及び具体的推進事項を示したものであるが、毎年度取り組み内容について具体的に検証し計画的に推進を図るとともに、これらの課題に取り組むだけでなく、取り巻く社会情勢の変化に対応し常に新しい視点に立って行政改革の推進に努めるものとする。

3. 行政改革の推進方法

(1) 推進体制

行政改革の推進については全庁一丸となって取り組むことが最も重要であることから、引き続き全庁的な推進体制である「河内町行政改革推進本部」を中心に、「河内町行政改革推進委員会」の意見等を踏まえながら計画的に推進するものとする。

(2) 進捗状況の管理及び公表

行政改革大綱に掲げる推進項目について、主管する部署、目標年次及び具体的な計画概要を示した「河内町行政改革推進計画書」に基づき毎年度の進捗状況を把握し管理するとともに、広く住民に公表し意見等の反映に努めるものとする。

・行政改革推進本部

行財政の改革を全庁的に審議し推進するための中核として、行政改革大綱における毎年度ごとの進捗状況の把握に努めるとともに目標達成に向けた検討を行う組織。

・行政改革推進委員会

委員は、住民の代表者等から選任され行政改革に関する重要事項を調査審議するとともに、行政改革推進本部から行政改革大綱の進捗状況について報告を受ける。また、行政改革大綱の推進について必要な助言を行う。

第2 行政改革の具体的推進方策

1. 住民の立場に立った行政運営の確立

住民のくらしの視点に立った行政運営の確立に向け、より一層の窓口サービスの充実・向上はもとより、各種事務手続きの簡素・合理化による利便性の向上に努めます。

また、様々な行政情報を解りやすい形で積極的に提供・公開することで行政情報の共有及びより一層の透明化を図るとともに、住民からの意見・要望等を施策に反映し町民から共感が得られる開かれた町政運営を目指します。

【推進事項】

(1) 窓口等における行政サービスの向上

町民の観点に立った行政サービスの推進と適切な接遇の徹底等、町民との接点における職員の応接の改善に努めるとともにプライバシーに配慮を必要とする場合の接遇について相談室等の確保を検討し住民が安心して相談できるような体制を整える。

また、総合案内窓口（仮）、総合案内システム等を設置することで、各種の住民相談に対応する利便性の向上を図る。

(2) 事務手続き等の合理化による町民の利便性の向上

町民のわかりやすさ、負担の軽減といった町民サービスの観点から各種手続きの簡素・合理化を図るとともに各課の連携を強化することで事務処理の迅速化及び住民の利便性の向上に努める。

(3) 情報公開の推進と広聴制度の充実

信頼される行政の確立と町民の行政参加を促すため、行政情報の積極的な公開に努め、開かれた行政運営に努める。また、行政懇談会、モニター制度等のより一層の充実を図り、町民からの情報収集やニーズを的確に把握することでより、町民の声に根ざした行政運営を推進する。

(4) 住民票等の休日交付制度の拡充

電話予約による土日、祝日の住民票及び印鑑証明等の交付制度について、広く住民周知を図り活用の更なる向上に努める。

また、税務関係証明書の休日交付についても検討を踏まえ導入を推進する。

(5) 女性委員等の積極的登用

広く町民各層の意見を取り上げ、行政運営の活性化を図るべく各種審議会等において女性委員の登用割合 30%を目標に積極的な女性の参画を推進する。

2. 効率的な行政運営の確立

地方分権改革の流れを踏まえこれまでも経営的視点による行政運営の効率化に取り組んできましたが、限られた財源のなかで様々な行政課題や住民ニーズに迅速に対応できる業務体制に向け、内部経費の削減を基本に事務事業の再編・整理を行うとともに民間機能の活用についても検討を図り徹底的な簡素・効率化を推進していきます。

また、事務事業の効果を客観的に判断する基準としての事業評価制度の導入についても検討します。

【推進事項】

(1) 民間委託等の推進

①事務事業の効率化に向けた民間機能の活用

業務体制を見直すことで民間委託及び機能を活用できるものについては検討を踏まえ推進を図り経費の削減に努める。

民間委託の推進については、全庁的な業務体制の効率化に向けた取り組みを行うとともに専門的なコンサルタントによる経営診断等についても検討を踏まえ推進する。

②税金等の納入における民間機能の活用に向けた検討

住民の利便性の向上やライフスタイルの多様化に対応するため、町税や各使用料等の納入についてコンビニエンスストアやクレジットカードによる納入など民間機能の活用に向けた検討を推進する。

(2) 事務・事業の再編整理

①業務のスピードアップ化

各課における事務の再編を踏まえた検討を行い、事務処理の効率化を推進し業務のスピードアップを図る。

- ・組織及び決済規定等の見直しによる業務の効率化
- ・窓口対応マニュアル（案）等の策定による住民対応時間の短縮化

②地方分権にともなう事務の権限移譲を見据えた行政運営方法の検討

事務・事業等の効率化を促進するとともに、権限移譲を見据えた行政運営方法を検討するとともに、社会環境の変化に迅速に対応するための情報収集

及び管理体制の強化を図る。

(3) 業務委託等の見直し

① 委託契約業務の効率化

各施設設備の保守管理委託等の契約業務を一本化し、事務の効率化と見積もり比較及び入札により委託経費の削減を図る。

② OA 機器、電算システムの使用料・賃借料の削減

OA 機器、電算システムの使用料・賃借料について導入時における入札、見積り比較による賃借料の徹底した抑制と長期継続使用しているシステムの使用料の見直しを行い削減を図る。

(4) 行政運営の効率化と透明性の向上

①業務の進行管理による効果的な行政運営の確立

各課内における業務年間計画を作成し、進行状況をチェックするとともに職員間の業務連携、協力体制等の強化において事務事業の効率化を図るとともに次年度業務への明確な努力目標を設定するため業務の進行管理の徹底を図る。

②事務事業の評価システムの導入に向けた検討

事務事業の目的達成状況や執行効率等を客観的に評価するため、事務事業評価制度の導入を検討するとともに評価基準を策定し、主要事業を中心にその見直しに努める。

(5) 企業会計及び特別会計事業の運営効率化

企業会計及び特別会計事業について設置の趣旨に立ち返り全事業について見直しを行ない運営の効率化を推進するとともに一般会計からの繰出金の抑制を図る。

- ・経費の削減と計画的な料金等の改定による収入の確保
- ・繰出基準の適正化及び基準外繰出等の抑制
- ・一般会計繰出金の枠設定等による事業費拡大の抑制
- ・公営企業における経営健全化計画との整合性の確保
- ・保険料、使用料等の滞納対策の強化

(6) 第3セクターの再評価及び監視体制と指導の強化

町の第3セクターである「土地開発公社」及び「(株)ふるさとかわち」については、設立から10カ年が経過しており、経費の削減をはじめ人件費の抑制及び業務の更なる向上を推進するため、これまでの実績や経営状況等を再評価す

るとともに監視体制と指導の強化を図る。

(7) 事務・事業の広域的連携の見直し

地方分権の推進にともない行政運営経費の節約や効率化のため、広域行政における取り組みは益々重要であるが、広域的連携におけるメリット・デメリットの洗い出しを行い費用対効果及び効率化等の検討を行い業務体制の見直しを図る。

(8) 住民と協働した行政運営の推進

各種団体等の運営において、行政主導の事業運営からより住民が自主的かつ自立的に運営できる組織体制づくりを推進するとともに、団体の活動状況等のよりの確な把握に努める。

3. 時代に即応した組織体制と人材の育成

社会環境の変化及び時代のニーズに迅速かつ機動的に対応していくため、常に組織・機構の見直しを行うとともに、事務事業の改善及び付属機関等についても整理合理化を行いより簡素で効率的な組織づくりを推進していきます。

また、定員適正化計画に基づき定員管理及び給与等の適正化についても引き続き取り組むとともに、地方分権を踏まえた職員の資質の向上と意識改革を図るため職員研修及び人事交流について引き続き推進します。

【推進事項】

(1) 行政機構及び付属機関等の整理合理化の推進

①事務事業の改善及び効率的な行政運営に向けた組織・機構の見直し

新たな行政課題や多様化した行政需要に的確に対応するため、常に時代に即応した組織・機構の見直しを行い、各課及び出先機関等の再編・整理により合理化を推進する。

②認定こども園運営の充実に向けた検討

少子化対策の一環として、小学校就学前の乳幼児に対し一貫した保育と幼児教育の実施及び子育て力の向上を図るため、幼稚園（河内第一幼稚園）と保育所（長竿・源清田）を統合し双方の機能を持つ施設として「かわち認定こども園」及び、既存の金江津保育所についても同機能を有する「かなえつ認定こども園」（平成 21 年 4 月）を設立し運営を開始しており、これらの施設についてより運営の効率化と充実に向けた取り組みを推進する。

(2) 定員適正化計画に基づく定員適正化の推進

①定員適正化計画に基づく定員適正化の推進

地方分権の推進にともなう新たな行政需要への対応と、住民サービスの低下を招くことなく定員管理計画に基づき職員配置の適正化を進めるとともに、事務事業の見直し、組織機構の再編による合理化、民間機能の有効的な活用を推進することで引き続き職員定数の抑制に努める。

また、人材の育成に向けた総合的な取り組みとして職員研修や職場内研修を積極的に推進し、職員個々の能力を高めることで限られた人員のなかで効率的な行政運営を図る。

【目標数値】 平成 22～26 年度（各年度基準日 翌年 4 月 1 日）までに
△ 8 人（5.7％）を削減、全体数で 132 人を目標

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計
減 員	6	3	6	4	2	2	17
増 員	6	2	3	2	1	1	9
差 引	0	-1	-3	-2	-1	-1	-8
職員数	140	139	136	134	133	132	—

②臨時職員の効果的な雇用の推進

職員配置の適正化を推進するとともに、臨時職員等の効果的な採用について検討することで事務の効率化を図る。

③給与・手当の適正化計画に基づく推進

職員の給与については、国家公務員給与水準及び人事院勧告の内容を考慮し給与の適正な管理に努めるとともに情報提供を推進することで住民等への理解と透明性の向上を図る。

また、報酬、特殊勤務手当をはじめとする諸手当等については、本来の目的等を再確認し職務の性質及び職責の重要度等を精査検討し支給事項について見直しを進める。

(3) 職員の能力開発の推進

① 職員研修の充実

職務に必要な知識・能力を発揮できる職員を育成し、また積極的に習得したい職員の意欲に応え、階層別や専門ごとの職場内研修を推進する。

新規採用職員の研修については、各種施設における実地体験研修の導入などを検討するとともに充実を図る。

② 人事交流の推進

職員の意識改革や先進的な行政手法の習得、幅広い視野や柔軟な思考を養うため、県や近隣市町村との人事交流を推進する。

③ 人事評価制度の推進

職員の能力を高め目標や課題に積極的に取り組み、その成果実績を評価し結果を処遇に反映することにより勤務意欲の向上を図り、勤務実績と能力を重視した人事評価の確立を推進する。

4. 行政運営における情報化の推進

行政運営の効率化において、行政情報の電子化とその有効的活用は情報通信技術の発展とともに行財政改革を推進するうえで必要不可欠な要素となっています。また、住民サービスの利便性の向上においても行政情報の積極的な公開や各種行政手続きのオンライン化をさらに推進するとともに、情報セキュリティ対策についても個人情報の取り扱いに十分に配慮することはもとより職員の情報管理能力の向上を図ります。

【推進事項】

(1) 行政内部の電子化

行政情報の電子化、ペーパーレス化を推進するとともに職員の情報管理能力の向上及び意識改革を図る。

また、情報公開条例に基づく行政情報の開示請求等にとともなう職員の情報セキュリティに対する意識改革を徹底するための研修を実施する。

(2) 官民接点のオンライン化

行政手続の電子化の推進及び利用促進に向けた検討を図るとともに、各種申請手続きのオンライン化が可能なものについて導入を促進し住民の利便性の向上を図る。

(3) 行政情報のインターネット公開及び利用促進

ホームページの利用促進に向けた検討協議を進めるとともに、各掲載内容等の見直しを行うことでより効果的な活用を図るとともに積極的な行政情報の公開及び情報の更新により住民の利便性の向上を図る。

(4) 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用

行政文書等開示の請求に基づき、町の管理する情報を適正に公開し町の諸活動を住民に説明することでの確かな理解と公正で民主的な町政の推進を図る。

また、個人情報保護条例に基づき、文書及び電磁的に記録される個人情報の取り扱いについては充分注意し、町民の権利利益の保護と情報化推進におけるデータ管理体制の強化を図る。

5. 財政運営の健全化

依然として先が見えない社会経済状況のなか、地方行政における財源確保の見直しについても依然として厳しい状況が続くことが見込まれます。

このようななか、自主的・自立的で持続可能な行財政基盤を確保するための取り組みとして各般におよぶ経費等の徹底した縮減に努めるとともに、これからの地方行政における役割を十分に踏まえた施策や事業の見直しを行い歳出の削減に努めます。

また、経常的な歳入財源の確保に向け使用料・手数料をはじめ補助金等の見直しを行うほか、税収等における収納率向上に向けた対策を強化し、収入未済額の縮減に努めるとともに、限られた財源を効果的に配分できるよう努めていきます。

【推進事項】

(1) 財政状況の公表

町の予算・決算の状況については、広報紙・ホームページ等により公表しているが、今後さらに解りやすく工夫を加え、広く住民の理解が得られる公表に努める。

(2) 財政健全化計画の推進

地方自治体として今後果たすべき役割と将来に渡り持続可能な行政基盤の確立に向け、町総合計画及び行政改革大綱に定める指針に基づいた財政計画を策定するとともに、財政健全化計画の適正な推進を図る。

(3) 補助金の整理合理化

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果などを勘案し、零細なもの、効果が消滅したもの、補助額以上の繰越を出している団体に対するものなどは、廃止又は統合、あるいは期限を設定して打ち切るか又は一律の割合で減額するなど、徹底した見直しを実施するほか、類似補助金等の整理統合や補助対象、

補助率の見直しを進める。

(4) 使用料・手数料の見直し

使用料及び手数料については、行政サービスの提供における受益と負担に考慮するとともに社会情勢の変化、様々な住民ニーズへの対応を考慮しながら民間や他自治体との比較等を行い、料金の見直しが行なわれていないもの、本来、徴収すべきものを徴収していないものなど町民負担の公平性の観点から見直しを行なう。

(5) 課税客体の適正な把握と徴収率の向上

町税未申告者に対する調査を徹底し課税客体の実態調査を強化するとともに、納付意識の啓発・啓蒙に努める。また、滞納への早期対応、悪質滞納者の重点整理、滞納処分の強化に努め、徴収率の向上を図る。

(6) 財源の確保

徹底したコスト削減、事務事業等の見直しをはじめ、新たな収入財源等の検討をおこない財源の確保に努める。

第3 行政改革の推進にあたって

1. 町民の理解と協力

本町の行政改革については、第1次、第2次とこれまで二度にわたり行政改革大綱を策定し、その推進を図ってきたが、社会経済情勢が激変する中、町の行政運営もそれらに柔軟に対応することが必要不可欠であることから、河内町行政改革推進本部において検討を行い、平成22年度から平成26年度までを推進期間とした第3次河内町行政改革大綱を策定した。

今後、この大綱を推進し新たな体制づくりを目指し、より一層の住民サービスの向上を図っていくうえでは、職員はもとより住民の皆様においても相当の痛みを伴うことが予想される。

これらを克服し、更なる行政改革を実現するため職員の意識改革の徹底はもとより、町議会をはじめ町民の理解と協力が何よりも重要であることから行政改革大綱の趣旨をわかりやすく適切に公表していくとともに、その進捗状況についても積極的に公表することとする。

2. 県及び近隣市町村等との連携・協力

地方分権改革にともない、県及び市町村等の担うべき役割はますます拡大することが予想されるとともに、権限移譲を見据えた組織づくりと職員の育成が重要課題とされる。

このための、広域的な視点での行政運営能力を養い行財政基盤の充実・強化を図るほか、県及び近隣市町村等との相互の連携・協力を推進するものとする。

第4 行政改革大綱に掲げる具体的推進事項一覧

推進方策	推進方策の項目	具体的な推進事項	主管課及び関係課
1. 住民の立場に立った行政運営の確立	(1) 窓口等における行政サービスの向上	住民の観点に立った行政サービスの推進と適切な接遇の徹底	全 課
	(2) 事務手続き等の合理化による住民の利便性の向上	各種手続きの簡素・合理化を図り住民の利便性の向上及び事務処理の迅速化	総務課 町民課
	(3) 情報公開の推進と広聴制度の充実	行政情報の積極的な公開と行政懇談会、モニター制度等の充実	秘書広聴課
	(4) 住民票等の休日交付制度の拡充	①住民票等の休日交付制度の充実	町民課
		②納税関係証明書の休日交付の実施	企画財務課
(5) 女性委員等の積極的登用	男女共同参画社会基本法に基づく積極的な女性委員参画の推進	秘書広聴課 全 課	
2. 効率的な行政運営の確立	(1) 民間委託等の推進	①事務事業の効率化に向けた民間機能の活用	総務課 企画財務課 全課
		②税金等の納入における民間機能の活用に向けた検討	
	(2) 事務・事業の再編整理	①業務のスピードアップ化（行政組織規則、事務決済規定の見直しによる業務処理時間の短縮）	総務課 全 課
		②地方分権に伴う事務の権限移譲を見据えた行政運営方法の検討及び情報収集・管理体制の構築	秘書広聴課 全 課
	(3) 業務委託等の見直し	①委託契約業務の効率化（各施設の保守管理費等の契約業務を一本化、見積比較、入札による経費削減）	企画財務課 全 課
		②業務委託等の見直し（OA機器、システム賃借及び保守、塵芥処理収集業務・・・等、削減を含む見直しの検討）	
	(4) 行政運営の効率化と透明性の向上	①業務の進行管理による効率的な行政運営の確立（業務年間計画の作成、連携及び協力体制強化の推進）	総務課 全 課
		②事務・事業の評価制度の導入に向けた検討	総務課
	(5) 企業会計及び特別会計事業の運営効率化	企業会計及び特別会計への繰出金の抑制及び事業の効率化の推進（国保・介護・老人・下水道・上水道）	企画財務課 福祉課 都市整備課 町民課
	(6) 第3セクターの再評価及び監視体制と指導の強化	第3セクターの再評価、監視体制と指導の強化	総務課 企画財務課 経済課
(7) 事務・事業の広域的連携及び見直し	広域行政における事務・事業の連携・調整及び見直（介護認定審査会の単独化）	福祉課	
(8) 住民と協働した行政運営の推進	行政主導の事業運営から住民が自主的かつ自立的に運営できる組織づくりの推進	全 課	

第4 行政改革大綱に掲げる具体的推進事項一覧

推進方策	推進方策の項目	具体的な推進事項	主管課及び関係課
3. 時代に即応した組織体制と人材の育成	(1) 行政機構及び付属機関等の整理合理化の推進	①事務事業の改善及び効率的な行政運営に向けた組織・機構の見直し	総務課 秘書広聴課
		②認定こども園運営の充実に向けた検討	子育て支援課
	(2) 定員管理及び給与等の適正化の推進	①定員適正化計画に基づく定員適正化の推進	総務課
		②臨時職員の効果的な雇用の推進	総務課 全 課
		③給料・手当の適正化計画に基づく推進（非常勤特別職、特殊勤務手当、旅費等）	総務課
	(3) 職員の能力開発の推進	①職員研修の充実	総務課
		②人事交流の推進	総務課
		③人事評価制度の推進	総務課
	4. 行政運営における情報化の推進	(1) 行政内部の電子化	行政情報の電子化、ペーパーレス化を推進するとともに、職員の情報管理能力の向上と意識改革
(2) 官民接点のオンライン化		行政手続の電子化の推進及び利用促進の検討	企画財務課 全 課
(3) 行政情報のインターネット公開及び利用促進		ホームページを活用した積極的な行政情報の公開及び住民の利便性の向上の推進	秘書広聴課
(4) 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用		行政文書公開条例に基づく適正な情報の公開及び個人情報保護条例に基づく情報管理の徹底	総務課
5. 財政運営の健全化	(1) 財政状況の公表	町民にわかりやすい財政状況の公表	企画財務課
	(2) 財政健全化計画の推進	長期的な財政収支見通及び具体的方策や目標の提示	企画財務課
	(3) 補助金の整理合理化	零細なもの、効果が消滅したものなどの廃止又は統合、あるいは期限を設定して打ち切るなど、徹底した見直しの実施	企画財務課 全 課
	(4) 使用料・手数料の見直し	各種諸証明手数料、公共施設使用料、一般廃棄物処理手数料等	全 課
	(5) 課税客体の適正な把握と徴収率の向上	納付意識の啓発・啓蒙に努め、滞納への早期対応、重点整理、滞納処分の強化	企画財務課
	(6) 財源の確保 ※新規	徹底したコスト削減、事務事業等の見直しをはじめ、新たな収入財源等の検討及び財源の確保	全 課

～参 考 資 料～

○行政改革推進委員会での主な意見

開催日 平成 22 年 2 月 18 日

○河内町行政改革推進委員会設置要綱

河内町行政改革推進委員会名簿

○河内町行政改革推進本部会設置要綱

河内町行政改革推進本部、幹事会名簿

行政改革推進委員会での主な意見

日 時 平成 22 年 2 月 18 日 (木)

午後 2 時～

場 所 役場会議室

- 行政改革の推進状況について、具体的な評価を入れて明確に表して欲しい。
- 税の収納率向上対策を推進項目に掲げているが、具体的な収納状況を教えてほしい。
- 小・中学校の統合について検討委員会を 7 回開催し答申がなされているが、教育向上及び財政的な面からも統合を推進することが望ましいと考えられるが、今後の計画はどの様になっているのか？
- 補助金の整理合理化という目標を掲げているが、補助金についての適正化は図られているか？ また、歳出額はどのくらいあるのか？
- 第 2 次行政改革大綱の実施状況をみると未だに実施されず検討中あるいは調整中となっているものがあるが、行政改革の推進方策に掲げられている「計画策定 (Plan) → 実施 (Do) → 検証 (Check) → 見直し (Action)」のサイクル (以下「PDCA サイクル」という。) による進行管理の徹底は図られているのか？ 第 3 次行政改革大綱の実行性を高めるためにも適正な進行管理の必要がある。
- 河内寿大学が開校されたが、内容等について町ホームページへの掲載がされていないが PR 不足ではないか？
- 学校統合について進展が見受けられないと思うが、その理由について検討されているか？ また、各地区において説明会等は適切に開催されていたのか？
- 学区の見直しは検討されているのか？ (学区の自由選択制の導入)
- 将来的な学校統合及び教育向上等について議会での審議はなされないのか？
- 第 3 次行政改革大綱に掲げる具体的推進項目について関連性のあるものについては内容を集約した方がよい。
- 職員の定員適正化については、河内町の人口や規模等を基準としたものが定められているのか？

河内町行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政運営を推進するため、河内町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に應じて、河内町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 委員会は、行政改革推進本部から、行政改革大綱の推進状況について定期的に報告を受ける。

3 委員会は、行政改革推進本部に対し、行政改革大綱の推進について必要な助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、住民の代表者等から町長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

河内町行政改革推進委員会委員名簿

平成 22 年 2 月 1 日現在

NO	役 職 等	氏 名	住 所	備 考
1	町議会議長	福智 正之	大徳鍋子新田 879-1	
2	町議会総務委員長	広瀬 裕	庄布川 768	
3	農業委員会会長	野澤 良夫	生板 736	
4	教育委員長	藤崎千代子	長竿 3581-1	
5	商工会長	碓井 久雄	生板鍋子新田 1004	
6	区長会長	秋山 政義	生板 5155	
7	消防団長	平川 和文	源清田 2151-1	
8	町民代表	町田喜美子	生板 5288	
9	町民代表	高松 紀之	源清田 1695-1	
10	町民代表	荒井 哲	十里 1-2	
11	町民代表	三浦 光男	金江津 284	
12	学識経験者	雑賀 茂	長竿 243	
13	学識経験者	古手 誠一	生板 30	
14	行政経験者	茨城 正人	龍ヶ崎町歩 3985	
15	行政経験者	秋山 栄	長竿 3276	

※ 任命・・・平成 22 年 2 月 1 日

※ 任期・・・2 年